

第23条 相談等(困ったときに、相談できること)

国と都道府県市町村は、障害のある人が自分の気持ちに沿って決められるように支援すること(意思決定の支援)を大切にして、障害のある人や家族が相談できるようにしなければなりません。

国と都道府県市町村は、障害のある人や家族、支援する人などが相談できるように、関係する役所がお互いに協力するようにしなければなりません。国と都道府県市町村は、障害のある人の家族がお互いに支えあうための活動を支援しなければなりません。

第24条 経済的負担の軽減(払わなければならないお金を少なくすること)

国と都道府県市町村は、障害のある人と、障害のある人の生活を支えている人が払わなければならないお金を少なくし、障害のある人が自立できるようにするために、税金を安くしたり、電車やバスの運賃や入場料金などを安くするなど、必要な法律や制度をつくらなければなりません。

第25条 文化的諸条件の整備等(文化活動をしやすいこと)

国と都道府県市町村は、障害のある人が、文化芸術活動(テレビ、映画、本、美術、ダンスなど)やスポーツ、レクリエーションができるようにするために必要な法律や制度をつくらなければなりません。

第26条 防災及び防犯(災害や犯罪から守ること)

国と都道府県市町村は、障害のある人がみんなと一緒にまちで暮らせるように、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、障害のある人を災害(地震や津波、火事、台風、洪水など)や犯罪から守るために、必要な法律や制度をつくらなければなりません。

